

# 令和4年度介護ロボット等導入支援事業費補助金募集のお知らせ

～介護ロボット等の導入経費に対する補助を行います～

## 1 事業内容

介護ロボット等の導入による介護従事者の負担軽減や業務の効率化など介護従事者が継続して就労できる環境整備を図るため、介護ロボットや介護ソフト等のICTを導入（購入・リース）する際の経費に対して補助金を交付します。

## 2 事業の対象

### （1）介護ロボットの導入

- ・介護ロボット（①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援）
- ・見守り機器の導入に伴う通信環境整備

### （2）ICTの導入

詳細は、補助金交付要綱を御確認ください。

## 3 補助額

対象経費の1/2又は3/4（一定の要件を満たした場合）で、補助上限額が次の表のとおりとなります。

<介護ロボットの導入>

		補助上限額
介護ロボット (1機器あたり)	移乗支援・入浴支援	100万円
	上記以外	30万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備		750万円

<ICTの導入>

事業所規模に応じて補助上限額を設定

	補助上限額
職員 1人～10人	100万円
職員 11人～20人	160万円
職員 21人～30人	200万円
職員 30人～	260万円

<一定の要件> ※詳細は交付要綱を参照

事業の区分	要件
介護ロボット導入事業	次の要件を満たす事業所 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること
見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業	
ICT導入事業	次の要件のいずれかを満たす事業所 1 LIFEにデータを提供している又は提供を予定していること 2 ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること 3 文書量半減を実現させるICT導入計画となっていること

### ○過年度補助を受けた場合

事業の区分	補助の考え方
介護ロボット導入事業	1 計画につき1回の補助のみ ※新規導入計画の介護ロボットのみ補助対象となり、過年度計画に追加する形での申請は認められない。
見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業	1 事業所につき1回の補助のみであり、過年度に補助を受けた事業所の申請は認められない。
ICT導入事業	原則として1事業所につき1回の補助とするが、過年度含めた補助額の合計が基準額内であれば、2回目の申請も可能。その場合は補助上限額から1回目の補助額を除いた金額が上限となる。 ※1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の申請に含めることは認められない。

#### 4 補助対象経費

介護ロボット等の導入に要する備品購入費、使用料及び賃貸料、需用費及び役務費

〔※導入の方法がリースによる場合は、3年以上のリース契約の初年度に係る費用のみが対象となります。〕

#### 5 補助金の交付対象者

岩手県内で介護サービス事業所を運営する者

## 6 補助金交付までの流れ

### ① 協議書類を、県長寿社会課に提出（募集期間：令和4年8月26日～9月30日）

#### 【提出書類】

- ・令和4年度介護ロボット等導入支援事業費補助金に係る協議書類の提出について
- ・事業計画書（様式第1号別紙1-1、1-2）
- ・補助金所要額調書（様式第1号別紙2）
- ・見積書（写し）
- ・導入する介護ロボット等のカタログ等
- ・一定の要件を満たすことがわかる書類（※補助率3/4の申請をする場合）

※様式第1号別紙2については、データも下記メールアドレスあて御提出ください。

※提出書類の提出締切は、9月30日（金）必着です。

### ② 協議書類の審査及び内示

※募集期間内に御提出いただいた協議書類について審査し、内示します。

ただし、審査の結果ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

### ③ 内示後、補助金交付申請書等を県長寿社会課に提出

#### 【提出書類】

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第1号別紙1-1、1-2）
- ・補助金所要額調書（様式第1号別紙2）
- ・導入する介護ロボット等のカタログ等
- ・見積書（写し）
- ・補助事業に係る収支予算書
- ・事業所の利用定員数がわかる書類
- ・「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」を宣言したことがわかる書類（※ICT導入の場合）

### ④ 補助金の交付決定

### ⑤ 介護ロボット等の導入

### ⑥ 補助金請求書等を県長寿社会課に提出

令和4年度内（～R5.3.31）に事業完了及び県への実績報告を完了してください。

#### 【提出書類】

- ・補助金実績報告書（様式第3号）
- ・所要額精算調書（様式第3号別紙2）
- ・見積書、納品書、請求書及び支払いがわかるもの（写し）
- ・補助事業に係る収支決算書
- ・事業実績報告書（様式第3号別紙1）
- ・補助金請求書（様式第4号）
- ・事業実施の記録（写真等）

### ⑦ 完了確認検査

### ⑧ 補助金額の確定

### ⑨ 補助金の交付

**⑩使用状況報告（導入後3年間使用状況を報告していただきます。）**

**【提出書類】**

- ・使用状況報告書（様式第5号）※ICTを導入した場合は、国に別途報告することとなります。
- ・介護ロボット等使用状況報告（様式第5号別紙）

☆提出及びお問合せ先☆

岩手県保健福祉部長寿社会課 介護福祉担当

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

T E L : 0 1 9 - 6 2 9 - 5 4 3 5      F a x : 0 1 9 - 6 2 9 - 5 4 4 4

E-mail : AD0005@pref.iwate.jp